

毎週火・金曜日発行（当日が休日当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 公金の収納の事務を委託した件 二六六
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 二六六
- 計量器の定期検査を実施する件 二六七
- 県営土地改良事業計画を定めた件二件 二六七
- 福島県労働委員会 二六八
- あっせん員候補者として委嘱した件 二六八

告 示

福島県告示第三百六十八号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
 公金の収納の事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。
 平成二十九年五月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 1 太陽の国病院手数料収納の事務
 - 2 太陽の国厚生センター使用料収納の事務
 - 3 福島県勤労身体障がい者体育館使用料収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 社会福祉法人福島県社会福祉事業団
 - 2 所在地 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原五番地三
- 三 収納の事務を委託する期間
 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

（保健福祉総務課）

福島県告示第三百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年五月十二日から同年六月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十九年五月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 カワチ薬品福島南店 福島県福島市鳥谷野宮畑五十一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年五月十二日から同年六月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十九年五月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ダイユーエイト梁川南店 福島県伊達市梁川町字八筋八十四番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百七十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成二十九年五月十二日

福島県知事 内堀雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
西白河郡矢吹町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令））	六月二日 午前一〇時三〇分	矢吹町中央公民館

計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

右に掲げる市町村	白河市(大信の地域)	西白河郡西郷村	同市(表郷の地域)	白河市(東の地域)	同郡中島村	同郡泉崎村	第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり
右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	六月三〇日から七月三十一日まで(火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	六月二九日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	同 午後一時三〇分から 午後四時まで	六月二八日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	六月二七日 午前一一時から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	六月二二日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	ら 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで
	福島県計量検定所	大信農村環境改善センター	西郷村役場	白河市表郷庁舎	白河市東庁舎 中島村生涯学習センター輝ら里	泉崎村農村環境改善センター	

<p>福島県告示第三百七十三号 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、上仁井田地区に係る県営農村地域防災減災事業(用排水施設等整備)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成二十九年五月十二日</p> <p>福島県知事 内堀雅雄</p>	<p>福島県告示第三百七十二号 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、沢井地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成二十九年五月十二日</p> <p>福島県知事 内堀雅雄</p>	<p>二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査</p> <table border="1"> <tr> <td>検査区域</td> <td>白河市(表郷、大信及び東の地域)、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村及び同郡矢吹町</td> <td>対象となる特定計量器</td> <td>非自動はかり、分銅及びおもり</td> <td>検査の期日</td> <td>一〇月二日から二月二日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)</td> </tr> </table> <p>(計量検定所)</p>	検査区域	白河市(表郷、大信及び東の地域)、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村及び同郡矢吹町	対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日	一〇月二日から二月二日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	<p>で 午後一時から 午後三時まで</p>
検査区域	白河市(表郷、大信及び東の地域)、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村及び同郡矢吹町	対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日	一〇月二日から二月二日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)				

福島県告示第三百七十三号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、上仁井田地区に係る県営農村地域防災減災事業(用排水施設等整備)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年五月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十九年五月十五日から
同 年六月五日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所
いわき市役所

(農村計画課)

福島県労働委員会

公告第一号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。
平成二十九年五月十二日

福島県労働委員会
会長 伊 藤 宏

氏 名	現 職	前 歴	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立福島大学経済学部 教授	平成28年6月21日
吉高神 明	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授	同
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
平石 典生	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
横 裕康	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
坂路 芳知	福島県労働委員会労働者委員	フネスト岩田労働組合	同

	フネスト岩田労働組合福島支部長	福島支部執行委員	
鈴木 三男	福島県労働委員会労働者委員 U A センセン福島県支部長	U I センセン同盟埼玉 県支部長	同
高橋由紀子	福島県労働委員会労働者委員 富士通アイソテック労働組合 執行委員		同
田母神正広	福島県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合 会福島県連合会執行委員長	全日本運輸産業労働組 合連合会福島県支部書 記長	同
八巻 由美	福島県労働委員会労働者委員 福島市役所職員労働組合副執 行委員長	福島市役所職員労働組 合特別執行委員	同
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	社団法人会津地区経営 者協会事務局長	同
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クワリフ代表取締役	株式会社クワリフ専務取 締役	同
小泉 長平	福島県労働委員会使用者委員 磐城通運株式会社取締役総務 部長	磐城通運株式会社平支 店長	同
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長	郡山運送株式会社代表 取締役社長	同
星 逸朗	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事兼事務局長	福島県中部経営者協会 専務理事兼事務局長	同
中村 修二	福島県労働委員会事務局長	福島県土木部政策監	平成29年 4

星 清一郎	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県南会津地方振興 局次長兼復興支援・地 域連携室副室長兼企画 商工部長	平成28年 4 月26日
佐藤 行広	福島県労働委員会事務局審査 調整課主任兼副課長	福島県立磐城高等学校 事務長	平成29年 4 月25日

(審査調整課)